

「江津湖花火大会」出店者募集要項

1 基本事項

- (1) 江津湖花火大会を訪れるすべての来場者等に心より楽しんでいただくため、安全衛生及びサービス・モラルなどについて、徹底するよう心掛けてください。
- (2) 出店条件や規約等を逸脱するような行為が見受けられる店舗については、事務局より指導する場合があります。これに従わない店舗は、店舗営業中であっても出店中止・退去の措置をとる場合があります。その際は、いかなる場合においても異議を受け付けません。
さらに翌年以降の出店及び、営業補助者としても登録を認めません。
- (3) 出店を申し込まれる場合は、本募集要項と合わせて別途「出店要綱」も必ず事前にご確認ください。

2 出店・販売について

- (1) 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店及び販売方法ではないことを遵守してください。
特に、商標登録など知的財産に関する違反行為は厳禁です。また、産地偽装や来場者へ誤解を与えるような商品を扱わないでください。
- (2) 未成年へアルコールの販売は行わないでください。
- (3) 法令及び公序良俗に反するものと主催者が判断した場合は、出店内容の変更の指示、場合によって出店中止の措置をとります。
＜例＞危険物（劇薬、危険ドラッグ等）、極めてギャンブル性の高いもの、購入を強要するような販売方法等
- (4) 出店申請責任者は、販売価格に関して、原材料、通常価格を考慮し、消費者が購入しやすい価格設定をしてください。また、店頭に必ず商品価格を表示してください。
- (5) 試食・試飲の提供は行わないでください。
- (6) 調理においては、煙により近隣及び来場者等から苦情等があった場合は使用を中止していただくことがありますので、取り扱いには十分に気をつけてください。
- (7) 移動販売や自動車による販売は認めません。
- (8) その他、主催者の判断により、出店商品の変更や販売中止を指示する場合があります。

3 出店応募について

- (1) 1 申請者（法人又は個人）につき、1 区画の申請に限ります。複数の申込みをした場合は、そのすべてを無効とします。

- (2) 出店申請責任者は、熊本市内に住所を有する個人もしくは熊本市内に事業所を有する法人に限ります。
- (3) 出店申請責任者は、出店に必要な経費等の一部を出店料として、1店舗あたり33,000円をお支払いください。なお、主催者側の責めに帰すべき事由により中止となった場合を除いて、いかなる場合も出店料の返金はいたしません。
- (4) 食品を販売する場合の取り扱い食品や作業内容に関しては、事前に熊本市保健所（食品保健課）に問い合わせを行い、各自で確認をするとともに、営業許可証の交付を受けてください。
- (5) 申し込み完了後の販売品目の変更・追加は認めません。
- (6) 出店申込み多数の場合は抽選とします。抽選会では、出店の権利と併せて出店場所の抽選も行いますので、必ず出席してください。
なお、抽選の方法・結果に対する問い合わせ、異議については一切応じません。
- (7) 出店手続きに必要な書類等は、すべて主催が指定する期日までに提出してください。到着が遅れた場合は、申請無効として取り扱います。
- (8) 抽選後、期限までに入金がなく空きコマが生じた場合は、次点出店者の繰り上げを行いません。
- (9) 出店者確定後、出店申請責任者に対して出店許可証を発行します。出店許可証は、申請者本人に対する許可ですので、名義貸し、許可証の転貸等については、禁止します。また、違反者については、以後の出店を認めません。

4 出店区画について

- (1) 江津湖花火大会においては、主催者が「露店出店エリア」を設定し、その区域内で下記の通り出店区画を指定します。指定する出店区域以外の場所では出店は認めません。万一、販売品目が隣同士で重複した場合にあっても、主催者は苦情等を一切受け付けません。
- (2) 来場者の熱中症対策の強化を図るため、露店出店エリア内には、今回一般募集する区画とは別に主催者が飲料ブース2区画（ソフトドリンク、アルコール）を手配・出店しますのであらかじめご了承ください。

<露店出店エリア>

- (1) 出店区画は、間口3.5m×奥行き3.5mとします（キッチンカーは出店不可）。
- (2) 出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。
- (3) 油を使用するなど、地面が汚れる可能性のある店舗は、各自防災シート等による養生を行ってください。
- (4) 休憩エリア、備品等のストックエリアは設置しません。出店区画以外での資材等の保管は禁止します。
- (5) 備品及び商品の保全是出店申請責任者が行うこと。盗難、紛失などについて、主

催者は一切の責任を負いません。

5 店舗の運営について

- (1) 主催者が、江津湖花火大会の開催の中止、営業時間の変更または交通規制の内容を変更した場合は、その指示に従ってください。
- (2) 出店に必要な備品等の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収は、出店許可条件をもとに、主催者の指示を厳守して行ってください。
- (3) 備品等の搬入・搬出および店舗の設営・撤収時に生じた事故に関して、主催者は一切の責任を負いません。
- (4) タイムスケジュールは厳守すること。交通規制の円滑な実施、来場者の安全確保等、大会開催に関して特に重要な事項であるため、主催者の指示に必ず従ってください。
- (5) 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止します。
- (6) 拡声器、マイクなどによる宣伝及び出店区画以外での販売は禁止します。
- (7) 出店区画での造作は可能ですが、主催者から別途指示がある場合は、撤去・変更について速やかに対応してください。ただし、既存施設へのロープの貼り付けや工作は行わないでください。
- (8) 店舗内や発電機、ガスボンベ付近での喫煙は禁止します。
- (9) 喫煙は、あらかじめ決められた喫煙場所で行ってください。特に、お客様や周囲の人に配慮してください。
- (10) 施設等を汚損、破損した場合は、出店申請責任者が必要経費を負担してください。
- (11) 主催者が交付する出店許可証と、熊本市保健所が交付する営業許可証を、店舗正面の見やすい箇所に掲示してください。
- (12) 熊本市火災予防条例（昭和 37 年条例第 11 号）、その他関連法令を遵守してください。

6 出店者の責任・補償について

- (1) 店舗内には、責任をもって対応できる従事者を常時配置し、運営スタッフとしてふさわしい服装、マナーで接してください。
- (2) 出店権利の第三者への譲渡並びに出店者間の権利の譲与、交換は禁止します。
- (3) 出店申請責任者及び営業補助者は、他店舗との兼務は出来ません。また、事前に申請していない者が業務に従事することは出来ません。
- (4) 購入者の苦情などについては、出店申請責任者自らの責任と費用をもって対応してください。
- (5) 食品を販売する出店申請責任者は、食品衛生法及び関連法令の規定並びに衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、各自が自主責任として、食中毒

や感染症、事故、苦情などが発生しないように十分注意してください。感染症の症状や化膿性疾病、下痢などの症状がある場合は、業務に携らないでください。衛生管理、保険などについては、出店申請責任者の責任において対応してください。

- (6) 万一、事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し、出店申請責任者自らの責任と費用をもって対応してください。
- (7) 主催者、警察、消防及び保健所等、関係機関より指導があった場合は、それに従ってください。
- (8) 店舗の装飾などは、地震や突風などにより転倒、落下、移動等しないように確実に固定取り付けを実施し、来場者に危害が加わらないように確実に養生して安全を確保してください。
- (9) 出店商品などの管理、保護については出店申請責任者各自が負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・天災などに対して、主催者はその損害を補償しません。
- (10) 出店に際して生じたトラブルについては、出店申請責任者が一切の責任を負うこと。
- (11) 出店申請責任者は、その責任において、必要な保険に加入する等、出店により生じる第三者への損失補償に備えてください。
- (12) 禁止事項や募集要項に反する行為をはじめ主催者の指示に従わない場合は、即時出店取り消しとし、また出店に関するいかなる損害も主催者は補償しません。

7 衛生・原状回復について

- (1) 花火大会終了後は、出店スペース及び周辺の清掃をお願いします。飲食物などにより出店スペースが汚れた場合は、出店申請責任者が責任をもって清掃してください。
- (2) 廃棄物（物品、資材機材、調理により発生した汚水、残飯、氷や材料等）は、出店申請責任者で持ち帰りをお願いします。持ち帰りが困難な場合は、出店申請責任者が業者等への処分を依頼してください。
- (3) 食品を取り扱う出店申請責任者は、洗浄・消毒設備等、衛生面に留意し、熊本市保健所の指導に従ってください。
- (4) アルコール消毒液などを備え、提供品などを清潔に扱い、従事者の手洗いなど慣行してください。
- (5) 会場内及びその周辺の排水溝などにゴミ・油・残飯・氷などを廃棄しないでください。
- (6) 出店申請責任者は、会場・公用施設を汚さないよう十分に注意し、出店スペース周辺に油、飲食物による汚れが生じないようにしてください。
- (7) 出店に必要な機材・造作等は、花火大会終了後、全て出店申請責任者の責任で原

状回復を行ってください。

- (8) 出店申請責任者の汚損対応を事務局が実施した場合、出店申請責任者に対して費用を請求します。

8 暴力団排除について

- (1) 熊本市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 94 号）及び熊本市暴力団排除条例を遵守してください。また、同条例に基づき主催者が行う事務手続きに積極的に協力してください。
- (2) 出店申請責任者及び営業補助者のうち、下記のいずれかに該当するものは出店を認められません。
- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団及び暴力団員
 - ②同一生計者に暴力団員がいる者
 - ③暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
 - ④暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
 - ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (3) 出店に関する金銭の要求を受けた場合はこれに応じず、速やかに主催者並びに警察に届け出ること。

9 発電機と火気等の使用について

- (1) 火気を使用する出店申請責任者は、熊本市露店等の火災予防に関する指導要領第 3 条 6 号に規定する自主点検票を使用し、当該事項を確認してください。
また、次に掲げる事項を厳守してください。
- ①対象火気器具等の近くには、可燃性の物品を置かないこと。
 - ②対象火気器具等は、安定した不燃性の床、台又は板（金属製のものを除く）の上で使用する。
 - ③対象火気器具等の取扱説明書をよく読み、取扱説明書の記載内容に基づき使用すること。
- (2) 火気を使用する出店申請責任者は、火災予防条例の規定を遵守し、必ず 1 店舗につき 1 本以上の規定にあった消火器を設置してください。
また、火災発生に備えて消火器の設置場所を確認し、初期消火の準備をして取り扱い方法を習熟しておいてください。
- (3) 発電機の持ち込みは禁止します。発電機は事務局が用意したもの（1 店舗あたり 100V/15A（1500w）未満 1 回路）に接続して使用してください。また、次に掲

げる事項を厳守してください。

①たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守ること。

②コンセントの接続部分及び電気配線に、照明器具等の荷重がかからないようにすること。

③電気器具、コンセント等を雨水等の水がかかる恐れのある場所に設ける場合は、防水性能を有するものを使用すること。

(4) 液化石油ガス（以下「L P ガス」という。）を使用する露店等は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

①L P ガスボンベ（以下「ボンベ」という。）は、直射日光及び火気等の近くを避け、常に摂氏40度以下に保つようにすること。

②ボンベは、絶対に横置きにしないこと。

③ボンベは、倒れないよう固定し、人がみだりに近づかない安全な場所に置くこと。

④ボンベは、必要最小限の本数のみを準備するものとし、1本当たりの容量は50キログラム未満とすること。

⑤L P ガスを使用する器具及びゴム製のホースは、L P ガス専用のものを使用し、屋外のホースは、保護措置をとること。

⑥ゴム製のホースは、ガス漏れがないか点検し、古くなったもの及びひび割れのあるものは使用しないこと。

⑦ゴム製のホースは、適正な長さで取り付け、ゴム製のホースと対象火気器具等の取付部分は、ホースバンドその他これに類するもので締め付け、ひび割れ等の劣化がないか、使用前に点検してください。

⑧ゴム製のホースは、2本以上継ぎ足して接続しないこと。

⑨1本のボンベから2以上の機器に分岐してL P ガスを供給しないこと。ただし、分岐したものごとに開閉弁を設ける場合はこの限りでない。

⑩ L P ガスは、空気より重いいため、屋外であってもガス漏れには十分注意すること。

(5) まき、炭等を使用する露店等は、次に掲げる事項を厳守してください。

①器具の使用（使用していない場合で火種が残っている場合を含む。）は、火気付近を常に整理整頓し、みだりにそばを離れないこと。

②器具の使用終了後の残火及び取灰の後始末は完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこと。

(6) カセットボンベ式コンロの使用は禁止します。

(7) 店舗内で使用する機器は、防火防災材を使用すること。

10 その他

- (1) 本募集要項において、補足の必要が生じた場合は、「江津湖花火大会ホームページ」に適宜掲載します。また、出店説明会等が、気象状況及び災害等の影響で日程変更や開催できない場合、同様にホームページに記載します。
- (2) 露店の出店について、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償を一切行いません。また、営業物品その他の買取等も一切行いません。
- (3) 花火大会当日も含め、申込み後は出店申請責任者、営業補助員の変更はできません。いかなる事情がある場合でも出店辞退とさせていただきます。
- (4) 抽選会、大会当日に、出店申請責任者が来場できない場合は出店辞退として取り扱います。
- (5) 大会当日は、事務局、熊本市消防局、熊本県警察、熊本市保健所により、申請書どおりの営業を行っているかの確認及び適正な火気及び危険物の使用確認を行います。必要に応じて注意、指導を行うので、これに従ってください。
- (6) 委員会は、本募集要項に違反する出店者及び、事務局、熊本市消防局、熊本県警察、熊本市保健所の注意、指導に従わない出店者に対して、撤去等の必要な処置をとることができるものとします。なお、違反者の次回以降の出店申請責任者および営業補助者としての出店は認めません。
- (7) 本募集要項に定めのない事項については、事務局および関係者が協議のうえ決定するものとします。
- (8) 本募集要項を精読し、内容すべてを了承できる方のみ出店を認めます。

附則

この要項は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、令和 5 年（2023 年）5 月 23 日から施行する。

附則

この要項は、令和 6 年（2024 年）6 月 4 日から施行する。

附則

この要項は、令和 7 年（2025 年）6 月 3 日から施行する。